

様式第 4 6 の 2 （第 5 7 条関係）

小規模事業用電気工作物設置届出書

令和 7 年 6 月 1 2 日

中部近畿産業保安監督部長 殿

〒460-8510
住 所：愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 2 号
氏 名：株式会社菅原生産技術工業所
代表取締役 菅原 拓
(法人番号：12345678910)
連絡先：名古屋工場 技術部長 菅原 拓一
電話番号 09012345678
メールアドレス sugawara@. co. jp

電気事業法第 4 6 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

設備	小規模事業用電気工作物の名称	名古屋工場 低圧連系発電設備
	小規模事業用電気工作物の設置の場所	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 2 号の 2
	小規模事業用電気工作物の種類	太陽光発電設備
	小規模事業用電気工作物の出力	4 9 . 9 k W
保安体制	保安監督業務担当者の氏名又は名称 (※)	すがわら電気保安管理事務所 菅原 拓二
	保安監督業務担当者の住所 (※)	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 2 号の 3
	保安監督業務担当者の電話番号 (※)	XXX-XXXX-XXXX
	保安監督業務担当者のメールアドレス (※)	sugawara2@. com
	点検の頻度	別紙のとおり (自ら定めた点検の頻度に基づく)

(※) 保安の監督に係る業務を委託して行う場合は、その委託先の情報を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

※ F I T 認定を受けている場合、下記に設備 I D をご記載ください (任意)

F I T 設備 I D : A D 3 3 1 8 4 3 7 D F

点検の頻度

対象※1		頻度※2
屋根（屋根設置の場合）	屋根葺材 屋根裏 排水路	適宜※3
防護柵・へい（地上設置の場合）	へい 標識 入口扉	適宜※3
敷地（地上設置の場合）	周辺（影、営巣等） アクセス箇所（通路等） 排水路	適宜※3
太陽電池アレイ	太陽電池モジュール コネクタ ケーブル 接地線	適宜※3
	架台 基礎（地上設置の場合） アレイ下側（植生、営巣等）	1回/月及び適宜※3
	電線管	適宜※3
	本体 端子台、内部機器 過電流保護素子 逆流防止ダイオード 断路器・開閉器 避雷器 接地線 試験	適宜※3
電力量計	メータ	適宜※3
漏電ブレーカー	本体 操作部 端子部 配線	適宜※3
P C S	本体 避雷器 通気状態 端子台、内部機器 蓄電装置、U P S 試験	1回/月及び適宜※3
蓄電装置（P C S内蔵型は除く）	本体 通気状態 内部機器	1回/月及び適宜※3
データ収集装置、遠隔制御装置	本体 通信線 遠隔操作・制御	1回/月及び適宜※3
センサ類	本体	適宜※3

※1：必要に応じ、メーカー取扱説明書の参照や電気の有資格者の助言等を受ける。

※2：設置1年目、設置5年目、設置9年目以降4年ごとの点検も実施する。

※3：地震、台風、洪水、悪天候（大雨・強風・大雪・雹など）及び火災、落雷などの後。

小規模事業用電気工作物変更届出書

令和 7 年 6 月 1 2 日

中部近畿産業保安監督部長 殿

〒460-8510
住 所：愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 2 号
氏 名：株式会社菅原生産技術工業所
代表取締役 菅原 拓
(法人番号：12345678910)
連絡先：名古屋工場 技術部長 菅原 拓一
電話番号 09012345678
メールアドレス sugawara@.co.jp

次のとおり小規模事業用電気工作物に係る届出事項を変更したので、電気事業法第 4 6 条第 2 項第 1 号の規定により次のとおり届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	備考
小規模事業用電気工作物の名称変更	那古屋工場 低圧連系発電設備	名古屋工場 低圧連系発電設備	誤記訂正

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

※設備情報（小規模事業用電気工作物の名称および設置場所の住所）をご記載ください（任意）
小規模事業用電気工作物の名称：名古屋工場 低圧連系発電設備
小規模事業用電気工作物の設置の場所：愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 2 号の 2

※F I T認定を受けている場合、下記に設備 I Dをご記載ください（任意）
F I T設備 I D：AD 3 3 1 8 4 3 7 D F

様式第46の2の3（第58条関係）

小規模事業用電気工作物でなくなった場合の届出書

令和7年6月12日

中部近畿産業保安監督部長 殿

〒460-8510

住 所：愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号

氏 名：株式会社菅原生産技術工業所

代表取締役 菅原 拓

（法人番号：12345678910）

連絡先：名古屋工場 技術部長 菅原 拓一

電話番号 09012345678

メールアドレス sugawara@.co.jp

次のとおり届出に係る小規模事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物でなくなったので、電気事業法第46条第2項第2号の規定により次のとおり届け出ます。

小規模事業用電気工作物の名称	名古屋工場 低圧連系発電設備
小規模事業用電気工作物でなくなった理由	電気工作物の譲渡

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※設備情報（小規模事業用電気工作物の設置場所の住所）をご記載ください（任意）

小規模事業用電気工作物の設置の場所：愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号の2

※FIT認定を受けている場合、下記に設備IDをご記載ください（任意）

FIT設備ID：AD3318437DF

(令和 5 年 3 月 1 9 日以前に設置された小規模事業用電気工作物の場合)

小規模事業用電気工作物既設置届出書

令和 7 年 6 月 1 2 日

中部近畿産業保安監督部長 殿

〒460-8510
住 所：愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 2 号
氏 名：株式会社菅原生産技術工業所
代表取締役 菅原 拓
(法人番号：12345678910)
連絡先：名古屋工場 技術部長 菅原 拓一
電話番号 09012345678
メールアドレス sugawara@. co. jp

電気事業法第 4 6 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

設備	小規模事業用電気工作物の名称	名古屋工場 低圧連系発電設備
	小規模事業用電気工作物の設置の場所	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 2 号の 2
	小規模事業用電気工作物の種類	太陽光発電設備
	小規模事業用電気工作物の出力	4 9 . 9 k W
保安体制	保安監督業務担当者の氏名又は名称 (※)	すがわら電気保安管理事務所 菅原 拓二
	保安監督業務担当者の住所 (※)	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 2 号の 3
	保安監督業務担当者の電話番号 (※)	XXX-XXXX-XXXX
	保安監督業務担当者のメールアドレス (※)	sugawara2@. com
	点検の頻度	別紙のとおり (自ら定めた点検の頻度に基づく)

(※) 保安の監督に係る業務を委託して行う場合は、その委託先の情報を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

※ F I T 認定を受けている場合、下記に設備 I D をご記載ください (任意)

F I T 設備 I D : A D 3 3 1 8 4 3 7 D F

点検の頻度

対象※1		頻度※2
屋根（屋根設置の場合）	屋根葺材 屋根裏 排水路	適宜※3
防護柵・へい（地上設置の場合）	へい 標識 入口扉	適宜※3
敷地（地上設置の場合）	周辺（影、営巣等） アクセス箇所（通路等） 排水路	適宜※3
太陽電池アレイ	太陽電池モジュール コネクタ ケーブル 接地線	適宜※3
	架台 基礎（地上設置の場合） アレイ下側（植生、営巣等）	1回/月及び適宜※3
	電線管	適宜※3
	本体 端子台、内部機器 過電流保護素子 逆流防止ダイオード 断路器・開閉器 避雷器 接地線 試験	適宜※3
電力量計	メータ	適宜※3
漏電ブレーカー	本体 操作部 端子部 配線	適宜※3
P C S	本体 避雷器 通気状態 端子台、内部機器 蓄電装置、U P S 試験	1回/月及び適宜※3
蓄電装置（P C S内蔵型は除く）	本体 通気状態 内部機器	1回/月及び適宜※3
データ収集装置、遠隔制御装置	本体 通信線 遠隔操作・制御	1回/月及び適宜※3
センサ類	本体	適宜※3

※1：必要に応じ、メーカー取扱説明書の参照や電気の有資格者の助言等を受ける。

※2：設置1年目、設置5年目、設置9年目以降4年ごとの点検も実施する。

※3：地震、台風、洪水、悪天候（大雨・強風・大雪・雹など）及び火災、落雷などの後。